

1 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【27,771(15,401)百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっており、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主要内容>

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

15,469(8,127)百万円

(1) 農地中間管理機構事業

2,483(1,311)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

(2) 機構集積協力金交付事業

10,043(4,591)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

(3) 機構集積支援事業

2,943(2,225)百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

15,245(9,499)百万円

(1) 農業委員会交付金

4,718(4,718)百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

(2) 農地利用最適化交付金

6,993(1,961)百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

(3) 機構集積支援事業(再掲)

2,943(2,225)百万円

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します。

(5) 農地調整費交付金 77 (81) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
補助率：定額等
事業実施主体：都道府県、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
103,395 (91,251) 百万円
農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進します。

2. 農地耕作条件改善事業 23,562 (12,274) 百万円
農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

3. 荒廃農地等利活用促進交付金 231 (231) 百万円
荒廃農地等を再生利用するための雑木除去や土作り等の取組を支援します。

4. 人・農地問題解決加速化支援事業 128 (197) 百万円
人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

5. 経営体育成支援事業 2,833 (2,997) 百万円
農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の担い手に対し、融資を活用した農業用機械・施設等の導入を支援します。
なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。

6. 果樹支援関連対策 (果樹農業好循環形成総合対策事業)
5,660 (5,600) 百万円
農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援します。
また、機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します (加算額：2万円/10a)。
※ これと併せて、機構が果樹の産地協議会 (担い手代表、市町村、生産出荷団体等で構成) に参画するなど、連携強化の取組を推進し、担い手への園地集積と改植等の促進を図ります。

お問い合わせ先：

1(1)～(2)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1(3)、2(3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2(1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2(5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局地域振興課	(03-6744-2665)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成29年度予算概算決定額：278（154）億円】

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

【平成29年度予算概算決定額：155（81）億円】

機構集積協力金交付事業
(機構への農地の出し手に対する支援)
【100（46）億円】
※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- (1) 地域に対する支援
機構にまとめた農地を貸し付ける
地域に対する支援（地域集積協力金）
- (2) 個々の出し手に対する支援
 - ①経営転換・リタイアする場合の支援
（経営転換協力金）
 - ②農地の集積・集約化に協力する場合
の支援（耕作者集積協力金）

農地中間管理機構事業
(農地中間管理機構の業務に対する支援)
【25（13）億円】
※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕
 - (2) 事業費
 - ① 農地の賃料
 - ② 農地の管理・保全に要する経費
（土地改良の負担金を含む）

- ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム
 - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90%
 - (3) その他
農地買入等に要する借入資金に係る利子助成等
- ※(3)は都道府県別の基金の対象外

機構集積支援事業
(農地集積・集約化の基礎業務への支援)
【29（22）億円】

遊休農地の所有者の利用意向調査、
農地情報公開システムの維持管理、
農業委員及び農地利用最適化推進
委員の資質向上に向けた研修等を
支援

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

【平成29年度予算概算決定額：152（95）億円】

農業委員会への支援 【147（89）億円の内数】

(1) 農業委員会交付金

【47（47）億円】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付

(2) 農地利用最適化交付金

【70（20）億円】

- ・ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付

※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象

(3) 機構集積支援事業

【29（22）億円の内数】

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新等を支援

都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【35（27）億円の内数】

(1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

【5（5）億円】

- ・ 農地法に規定された業務に要する経費を負担（人件費や旅費等について国が負担）

(2) 機構集積支援事業

【29（22）億円の内数】

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【29（22）億円の内数】

機構集積支援事業

【29（22）億円の内数】

- ・ 農地情報公開システムの維持管理、都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等を支援

農地調整費交付金

【1（1）億円】

- ・ 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付

2 農業経営力向上支援事業

【668（653）百万円】

対策のポイント

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援します。

<背景／課題>

- ・法人経営は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがあります。
- ・このため、意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を図る必要があります。

政策目標

今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

<主な内容>

1. 法人化推進体制の整備 250（250）百万円
都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、法人化・経営継承・経営改善に関する専門家（税理士、中小企業診断士など）の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組を推進します。
2. 農業経営の法人化等の支援 316（316）百万円
集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）及び集落営農の組織化（定額20万円）等の取組を支援します。
3. 農業経営の質の向上促進 102（87）百万円
農業経営の質の向上を促進するため、経済界の協力を得て実施する人材のマッチングの取組や、農業法人における従業員のキャリアアップの促進等の取組を推進します。

（ 委託費、補助率：定額、1／2
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 （03－6744－2143）]

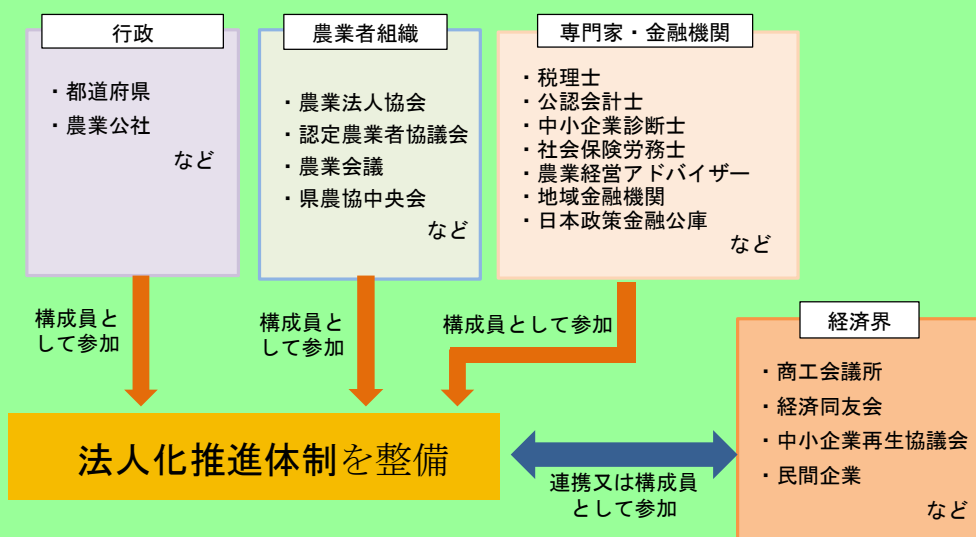
意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、法人化等の推進、経営の質の向上を支援。

目標：今後10年間で法人経営体数（平成28年時点で20,800法人）を平成22年比約4倍の50,000法人とする。

法人化推進体制の整備

都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、法人化・経営継承・経営改善に関する専門家（税理士、中小企業診断士など）の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組等を推進。

[都道府県段階での推進体制のイメージ]



農業経営の法人化等の支援

集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）や集落営農の組織化（定額20万円）に要する経費等を支援。

農業経営の質の向上促進

① 農業界と経済界の人材のマッチング

農業法人が経済界のノウハウや経験を持つ人材を採用し、さらに経営発展していけるよう、人材マッチングの仕組みを構築

② 農業法人等における雇用就農者のキャリアアップの促進

農業経営の発展、感覚を持った人材の育成・確保等を図るため、農業法人における雇用就農者のキャリアアップを促進

③ 農業経営データ管理の仕組みの構築

農業法人等が自ら収集したデータを活用して経営管理の向上を図る取組を促進

3 農業人材力強化総合支援事業

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

【20, 244 (19, 347) 百万円】

対策のポイント

次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。

<背景／課題>

農業就業者の平均年齢が66歳（平成27年）と高齢化する中、青年新規就農者数を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくため、次世代を担う農業者を育成するための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

農業競争力強化プログラム（平成28年11月 農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、平成29年度から※で示す事項を見直します。

1. 農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金事業）

14, 013 (11, 614) 百万円

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、「準備型」として就農前の研修期間（2年以内）の生活安定に、「経営開始型」として就農直後（5年以内）の経営確立に資する資金を交付します。

準備型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満（就農時）の研修に専念する就農希望者
- (4) 交付単価等 年間150万円、最長2年間
- (5) 主な交付要件等
 - ア 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・ 研修終了後1年以内及び交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者等になること※
 - ・ 親元就農の場合、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になること
 - イ 平成29年度以降の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長※

経営開始型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 市町村
 - 経営・技術、資金、農地について支援体制が整備されていること※
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者

[平成29年度予算の概要]

- (4) 交付単価等 年間最大150万円、最長5年間
平成27年度以降の新規交付対象者から、前年所得に応じて交付額を変動
- (5) 主な交付要件等
- ア 独立・自営就農であること
 - ・ 市町村等が適切な営農をしていないと判断した場合は打ち切り
 - ・ 親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象
 - ・ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の交付期間中に所有権移転すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、交付終了後、交付期間と同期間以上営農すること※
 - イ 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定※
 - ウ 平成29年度以降の新規交付対象者から、早期に経営確立し、さらなる経営発展に繋がる取組を行う者に対し、最大150万円（又は3年目交付額の2倍のうち低い額以内の額）を交付し、本事業から卒業※

2. 農の雇用事業 5,558(7,150)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人独立に向けた研修を支援します。また、法人による従業員等の国内・海外派遣研修を支援します。

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の正社員を雇用し、生産技術等の実践的な研修を実施する農業法人等
- (4) 交付単価等 年間最大120万円、最長2年間（法人独立に向けた研修は年間最大120万円、最長4年間（3年目以降年間最大60万円））
- (5) 主な交付要件等
- ア 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者の定着率が一定以上であること※
 - イ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること
 - ウ 研修対象者は研修実施法人等に正社員として研修開始時点で4ヶ月以上雇用されていること

3. 農業経営確立支援事業（旧 新規就農者育成支援事業）

673(583)百万円

優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、以下の取組を促進します。

- ・ 農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組
- ・ 経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組
- ・ 農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組
- ・ 農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出※

〔 補助率：定額、1/2 〕
〔 事業実施主体：都道府県、民間団体 〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

農業人材力強化総合支援事業の全体像

平成29年度予算概算決定額【202(193)億円】

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	農業次世代人材投資事業 (準備型) 研修期間中、年間150万円を最長2年間交付	法人側に対する 農の雇用事業 農業法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を最長2年間助成 雇用者の法人独立に向けた研修経費として年間最大120万円を最長4年間助成(3年目以降は最大60万円)	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 45歳未満で独立して自営する認定新規就農者に対して、年間最大150万円を最長5年間交付	農業法人等の 次世代経営者の育成 (農の雇用事業) 法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修経費として、月最大10万円を最長2年間助成
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育の レベルアップ 就農希望者等に、高度な農業経営者教育を行う機関等に対して支援			農業経営塾の 創出
就農定着に向けた諸課題の解決	・若者の就農意欲喚起の取組 ・就農相談会	・新規就農者間の交流会 ・サポート体制の強化		
機械・施設の導入			青年等就農資金(無利子)	スーパーL資金
			経営体育成支援事業	



が農業人材力強化総合支援事業で実施する内容

4 経営体育成支援事業

【2, 833 (2, 997) 百万円】

対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」に即して担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。また、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

（補助率：定額、融資残額（事業費の3／10以内等）
事業実施主体：市町村）

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

（補助率：1／2以内（1経営体当たり上限4,000万円）
事業実施主体：市町村）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

○ 経営体育成支援事業

平成29年度予算概算決定額【28(30)億円】

○ 地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

事業の内容

◇融資主体補助型

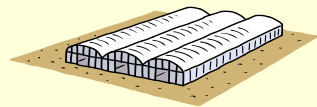
事業概要：地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。

補助対象：農業者

補助率：事業費の3／10以内等

配分上限額：1経営体当たり300万円

事業実施主体：市町村



◇追加的信用供与補助事業

事業概要：融資の円滑化を図るため、金融機関への債務保証を拡大。

補助対象：基金協会

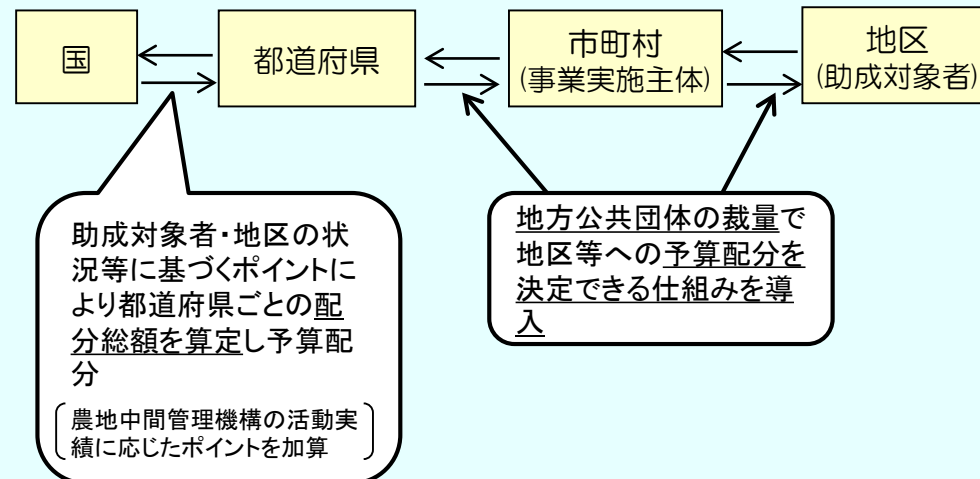
補助率：定額

事業実施主体：市町村



事業の仕組み

経営体育成支援事業は、各地域における自発的な取組を支援するため、間接補助事業として実施。



5 スーパーL資金の金利負担軽減措置

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 5, 646 (6, 520) 百万円の内数】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

(4) 29年度融資枠

1,000 (1,000) 億円

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-6744-2165)]

6 女性の活躍推進

【女性採択への配慮等 40,939(37,162)百万円の内数】

対策のポイント

地域農業の計画づくりへの女性参画の要件化や女性による事業活用の促進等により、女性が能力を発揮し活躍できるよう支援します。

<背景／課題>

女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にあります。農林水産業の成長産業化に向け、女性の能力が一層発揮されるよう、女性農林漁業者による事業活用の促進等を通じて女性の活躍を推進することが求められています。

政策目標

女性農林漁業者の活躍の推進

<主な内容>

1. 「人・農地プラン」の企画・立案段階からの女性の参画促進

担い手や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性農業者が概ね3割以上参画することとします。

2. 地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

40,939百万円の内数

女性による活用が望まれる経営体向け補助事業について、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

【主な事業】

○ 輝く女性農業経営者育成事業

100(110)百万円

次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援します。

また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げます。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

○ 経営体育成支援事業

2,833百万円の内数

女性農業者グループも含め、地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を通じた経営改善に向けた取組を支援します。

（補助率：定額、融資残額、1/2以内 等
事業実施主体：市町村）

○ 6次産業化支援対策

2,287百万円の内数

女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

（補助率：1/2以内、1/3以内、3/10以内 等
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体 等）

※ この他の事業においても、女性の取組促進に配慮した措置を講じます。（次ページ参照）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6600)]

チャレンジする女性への支援のための施策

総額 40,939百万円の内数

女性農林漁業者の活躍推進を支援するもの

事業名	事業内容	平成29年度予算 概算決定額
輝く女性農業経営者育成事業	次世代リーダーとなりうる女性経営者の育成及び農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援し、女性の活躍を発信。	100百万円
多様な担い手育成事業	女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業従事者のネットワーク構築等を支援。	41百万円 の内数
漁村女性地域実践活動促進事業	漁村の女性等が中心となって取り組む特産品の加工開発等の実践活動を支援するとともに、実践活動に向けた研修会や優良事例の成果報告会の開催等を支援。	21百万円

女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮等するもの

女性農業者等が事業に応募した場合等に、採択ポイントの加算や要件緩和を行うもの

事業名	事業内容	平成29年度予算 概算決定額
経営体育成支援事業	地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を支援。 〔 農業経営の多角化等に取り組む女性農業者グループ等も助成対象。 〕	2,833百万円 の内数
強い農業づくり交付金	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。 〔 女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和。 〕	20,174百万円 の内数

女性の活躍推進に資する環境整備等を支援するもの

6次産業化支援対策 〔 6次産業化ネットワーク活動交付金 〕	農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。また、農林漁業者等からの求めに応じて6次産業化プランナーを派遣し、具体的なアドバイスを実施。 〔 女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援。 〕	2,287百万円 の内数
産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全総合対策推進事業	農作業事故の防止に向け、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援。 〔 女性等が安全に活躍できる環境づくりを図るため、専門家等が、農業者一人一人の安全意識を効果的に高める手法を検討し、啓発資料を作成して全国での声かけ等の啓発活動の手法を確立する取組を通じて、農作業時における事故を未然に防ぐ取組を支援。 〕	73百万円 の内数
農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を支援。 〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）や女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設整備を支援。 〕	10,060百万円 の内数
浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業	「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理や防災・減災対策の取組等を支援。 〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。 〕	5,350百万円 の内数

関連対策（女性農業者等の参画に配慮）

- 人・農地問題解決加速化支援事業（人・農地プランの見直し支援事業）
人・農地プランの検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することが要件。
- 中山間地域等直接支払制度
中山間地域等における農業生産活動の継続への支援について、交付単価の10割の交付を受けるための要件の一つとして、新たに女性・若者等の参画を得ることを位置づけ。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等が要件。

7 水田活用の直接支払交付金

【315,000(307,765)百万円】

対策のポイント

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

<背景／課題>

- ・国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、我が国の農業を特徴づける生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要です。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付けを拡大していく等の取組を進めていく必要があります。

政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減（平成37年度）
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

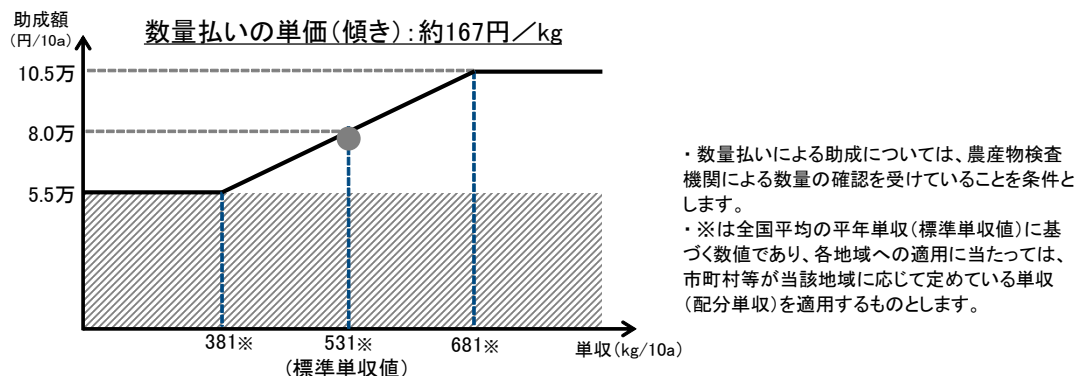
<主な内容>

水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

（1）戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



[平成29年度予算の概要]

(2) 産地交付金 101,572(80,555)百万円

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円／10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組 ※継続分のみ。	12,000円／10a
備蓄米	平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	7,500円／10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	20,000円／10a

このほか、都道府県段階において主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対し、下記のとおり配分します。

① 配分単価

5,000円/10a

② 交付対象面積

都道府県単位で生産数量目標の面積換算値※から主食用米作付面積を控除して算定

※ 都道府県間調整を行った場合は、当該都道府県間調整後の生産数量目標の面積換算値を適用

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額： 315, 000(307, 765)百万円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

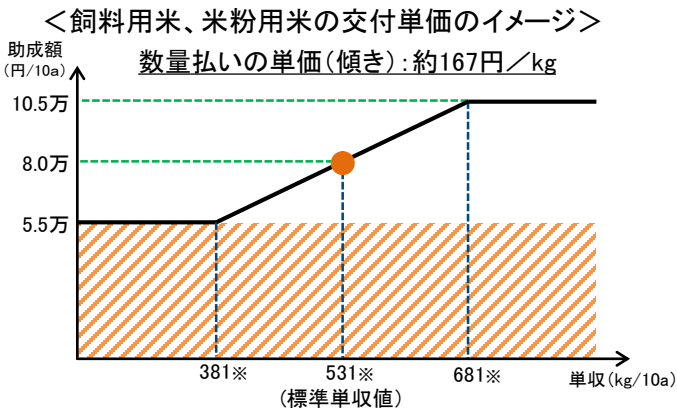
【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

(1) 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

(2) 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

○ また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
備蓄米	平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

○ このほか、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して0.5万円/10aを配分

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

8 米活用畜産物等ブランド化推進事業

【35（35）百万円】

対策のポイント

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・飼料用米については、単なる輸入とうもろこしの代替として飼料利用するのみならず、飼料用米を給与した豚肉、鶏卵等の畜産物の付加価値向上を図ろうとする取組が見られるところです。
- ・米の消費量の減少傾向が続く中で、米の需給改善を図っていくためには、主食用米だけでなく、飼料用米など様々な用途の米を利用した新たな食品のブランド化を進め、その需要を拡大していくことにより、米全体の利用を維持していく必要があります。

政策目標

ブランドの確立により5年間で10%売上増加

<主な内容>

1. 米活用畜産物等ブランド構築支援

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた新たな取組の実証を支援します。さらに、ブランド化による畜産物の需要拡大のための検討会や展示会の開催等に要する経費を支援することにより、取組を推進します。

(1) 米活用畜産物等ブランド化推進事業のうち

米活用畜産物等ブランド展開事業

24（24）百万円

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化による需要の拡大を図るため、検討会の開催、生産流通実態の調査、販路開拓・販売促進に要する経費を支援します。

（補助率：定額（1／2相当）
事業実施主体：協議会）

(関連対策)

(2) 米活用畜産物等地域でのブランド構築支援(畜産クラスター関連の事業)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

68,481百万円の内数

(28年度補正予算)

耕種農家と畜産農家が飼料用米の生産・利用に係る連携を行う場合などにおいて、畜産物の付加価値向上に向けて飼料用米を利用する新たな取組に対して、その効果を実証するための調査・分析経費を支援するほか、飼料用米の円滑な生産・利用を推進するため、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対して、機械装置の導入、施設整備を支援します。

[平成29年度予算の概要]

2. 米活用畜産物等ブランド化推進事業のうち

米活用畜産物等全国展開事業

11(11)百万円

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品の全国的な認知度向上を図る上で必要となる、検討会の開催、ブランド化のためのロゴマークの普及、市場調査、特色ある地域での取組事例等の情報収集・発信、フェアの開催に要する経費を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先：〕
1の(1)、2の事業 政策統括官付穀物課 (03-3502-7950)
1の(2)事業 生産局畜産部畜産企画課 (03-3501-1083)〕

米活用畜産物等ブランド化推進事業

平成29年度予算概算決定額
35(35)百万円

- 飼料用米を活用した畜産物等のブランドを確立するため、地域におけるブランド化に向けた検討や販路開拓などの取組を支援します。
- このような地域の取組を全国に広げるため、全国段階におけるブランド化のためのロゴマークの普及や優良事例の情報発信などの取組を支援します。

全国的な認知度向上支援

米活用畜産物等ブランド化推進事業のうち
米活用畜産物等全国展開事業

取組

- ・畜産物に飼料用米を給与したことがわかるロゴマークの普及
- ・全国的な先進事例の情報発信等

連携

地域のブランド構築支援

米活用畜産物等ブランド化推進事業のうち
米活用畜産物等ブランド展開事業

取組

- ・地域ブランド確立のための検討会の開催
- ・生産流通の実態調査やフェア参加等



地域内
での連携

28年度補正予算

米活用畜産物等地域でのブランド構築支援
(畜産クラスター)

取組

- ・飼料用米を利用した畜産物の品質や付加価値向上に向けた実証等

各地域におけるブランド形成の促進

飼料用米を活用した畜産物等の付加価値向上と飼料用米の価格上昇

9 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援(公共) 【103, 395百万円の内数(一)】

対策のポイント

区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進します。

<背景/課題>

- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上
- ・収量増を可能とする、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化を推進する必要があります。
- ・主に区画整備済みの水田地域において、高収益作物の導入を進めるためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による水田の畑地化・汎用化等とともに、営農転換に向けた水利用・土地利用・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要です。

政策目標

基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合

(約2割(平成27年度)→約3割以上(平成32年度))

<対象事業>

- ①国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進対策)
- ②農業競争力強化基盤整備事業(高収益作物導入促進基盤整備事業)
【採択要件】高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加すること 等

<主な内容>

1. 生産基盤の再整備(ハード対策)

水田の畑地利用に必要なほ場レベルの末端用排水施設等の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

- 排水性向上のための暗渠排水、排水路改修
- 作物やほ場毎の用水需要に応じてのかん水を可能とするパイプライン化
- 用水の自由度を高めるための調整池(ファームpond)の整備 等

2. 合意形成に向けた支援(ソフト対策)

水田の畑地化・汎用化による営農転換を進めるための取組を支援

- 水利用・土地利用・作付調整支援、営農転換に向けた支援
- 高収益作物導入に向けた促進事業(促進費)

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| { | ①の事業 | 事業実施主体：国、国費率(基本)：2/3等 |
| | ②の事業 | 事業実施主体：都道府県等、補助率：50%等 |

[お問い合わせ先： 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援

- 区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化※を行うため、ほ場レベルの末端用排水施設の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

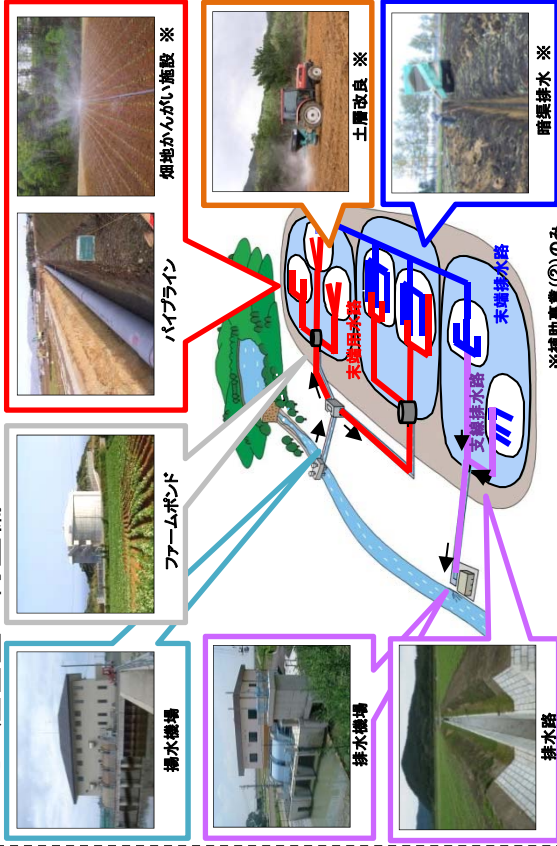
※「畑作物に軸足を置いた汎用化」：地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用のこと

- 併せて、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進

1. 事業内容

(1) 基盤整備

- 高収益作物を導入するために必要な水利施設を中心とした生産基盤の再整備



(2) 合意形成に向けた支援

○ 調査・調整、指導

- ・関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整活動
- ・栽培技術の指導、土壌診断や作付実証、安定生産・生産ロット確保のための調査 等



水利用・土地利用・作付調整



栽培技術指導
実証ほ設置

○ 産地形成促進事業（促進費）（補助事業（②））

・助成割合

作付面積増加割合	国営事業（①）	補助事業（②）
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

・事業実施主体

：都道府県、市町村、土地改良区

- ・左記の表に加え、事業実施前が5%未満の場合には、10%以上に引き上げる

※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金を交付しないこととする。
（ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を講ずる。）

2. 実施要件

① 国営事業：国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）

- (1) 受益面積 500ha以上（高収益作物の導入のための末端用排水施設の整備を含む）

- (2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加

② 補助事業：高収益作物導入促進基盤整備事業

- (1) 受益面積20ha（中山間地域にあっては10ha）以上

- (2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加（ただし下限値2ha（中山間地域にあっては1ha））

3. 実施主体・補助率

① の事業においては

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：2／3等

② の事業においては

- ・事業実施主体：都道府県等
- ・補助率：50%等

10 次世代施設園芸の取組拡大

【2, 501（2, 540）百万円】

対策のポイント

次世代施設園芸の取組を拡大するため、次世代施設園芸への転換に必要な技術について、習得のための実証・研修や地域展開を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備とその成果やノウハウの分析・情報発信を支援します。

<背景／課題>

- ・施設園芸は野菜等の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な部門です。
- ・農家数が減少傾向にある中、野菜等の供給力を確保するため、高い生産性を実現しているオランダの施設園芸も参考に、①周年・計画生産が可能な高度環境制御技術、②地域エネルギー活用・省エネルギー化技術、③雇用型の生産管理技術の全てに取り組む「次世代施設園芸」を拡大していく必要があります。

政策目標

施設作トマトの1割以上で次世代施設園芸を実践

<主な内容>

1. 次世代施設園芸拡大支援事業

501（1, 040）百万円

（1）次世代施設園芸技術習得支援事業

次世代施設園芸への転換を加速化するため、高度環境制御技術及び雇用型の生産管理技術について、温室の低コスト化の要素を取り入れた実証・改良、実証温室での研修受入等により習得する仕組みづくりや、各地域への展開を支援します。

（2）次世代施設園芸地域展開促進事業

次世代施設園芸の要素技術を習得した農業者向けに、次世代施設園芸拠点の成果に関するセミナー等の情報発信、拠点を活用した研修等の人材育成、次世代施設園芸拠点のノウハウを分析・整理した手引きの作成等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：生産者・民間企業・都道府県等から構成されるコンソーシアム等）

2. 強い農業づくり交付金（優先枠）

2, 000（1, 500）百万円

高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネルギー化技術を活用した次世代型大規模園芸施設の整備について、優先枠を設置して積極的に支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等）

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 （03-3593-6496）

次世代施設園芸の取組拡大

【平成29年度予算概算決定額 2,501(2,540)百万円】

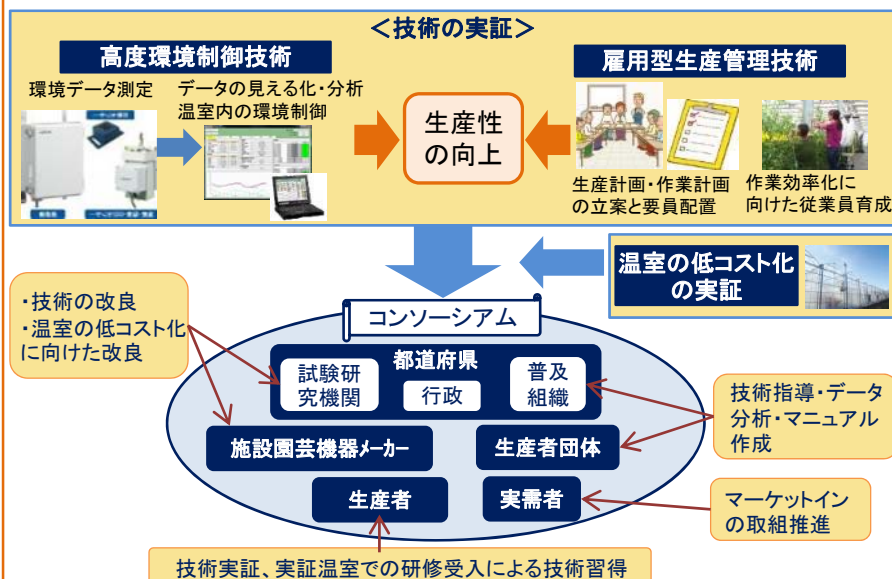
- 次世代施設園芸の取組拡大に当たっては、次世代施設園芸への転換に必要な技術を習得した農家が少ないこと、大規模な次世代施設園芸は多額の資金やまとまった用地の確保等が必要となることが課題。
- このため、2つのアプローチで次世代施設園芸の取組を拡大。
 - ① 次世代施設園芸への転換の加速化に向けた技術習得のための実証・研修や地域展開を支援。
 - ② 次世代型大規模園芸施設の整備とその成果やノウハウの分析・情報発信を支援。

①次世代施設園芸への転換の推進

次世代施設園芸拡大支援事業 (次世代施設園芸技術習得支援事業)

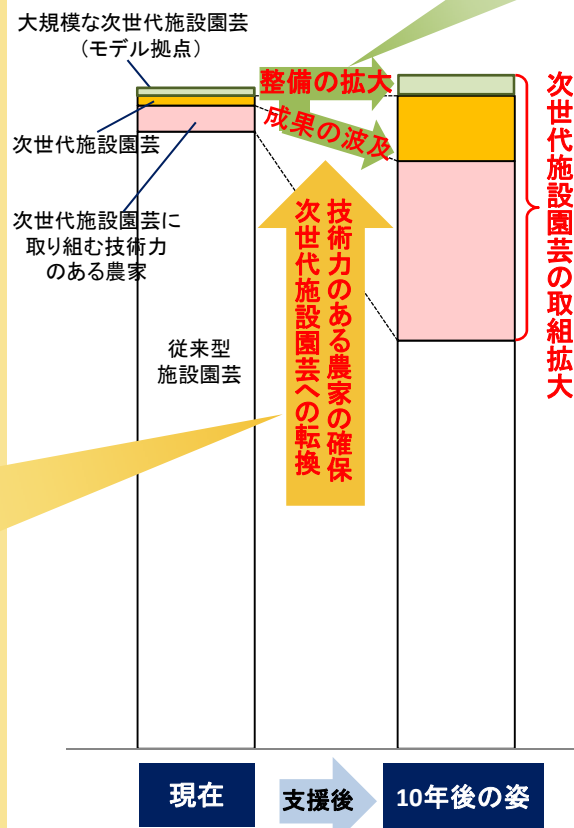
- 次世代施設園芸への転換の加速化に向けた**技術の実証・改良**、実証温室での**研修受入**等により**地域で技術習得する仕組みづくり**や、**各地域への展開**を支援。

次世代施設園芸技術を習得する仕組みづくり
コンソーシアムによる技術の**実証**、**研修**等を実施。



コンソーシアムが実証の成果を各地域に普及

次世代施設園芸の取組拡大のイメージ



②大規模な次世代施設園芸の推進

強い農業づくり交付金 (次世代施設園芸優先枠)

- 高度環境制御技術と地域エネルギー活用・省エネルギー化技術を活用した**次世代型大規模園芸施設の整備**を支援。



生産から出荷までの施設の集積

次世代施設園芸拡大支援事業 (次世代施設園芸地域展開促進事業)

- 次世代施設園芸拠点の**成果に関するセミナー等の情報発信**等の拠点の取組を支援。
- 次世代施設園芸拠点の**ノウハウを分析・整理した手引き**等の作成を支援。



11 経営所得安定対策

【349, 208 (350, 611) 百万円】

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象とし、幅広い担い手が参加できるよう規模要件を課さずに実施します。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティーネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）194, 991（194, 764）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価（29年産～31年産まで適用）

① 数量払

交付単価の水準は、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分として算定されており、品質区分に応じた単価設定がされています。

[平成29年度予算の概要]

＜小麦の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,990	8,490	8,340	8,280	7,830	7,330	7,180	7,120
パン・中華麺用品種以外	6,690	6,190	6,040	5,980	5,530	5,030	4,880	4,820

＜大麦・はだか麦の品質区分と交付単価＞

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,520	5,100	4,980	4,930	4,660	4,240	4,110	4,060
六条大麦 (50kg)	6,000	5,580	5,450	5,400	4,970	4,550	4,430	4,380
はだか麦 (60kg)	8,610	8,110	7,960	7,870	7,040	6,540	6,390	6,310

＜大豆の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	9,940	9,250	8,570
特定加工用大豆	7,890		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

＜てん菜の品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,180	▲62

＜でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	11,610	▲64

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円／45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
そば	17,470	15,360

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,940	9,200

＜参考：平均交付単価＞

小麦	6,890円／60kg
二条大麦	5,460円／50kg
六条大麦	5,690円／50kg
はだか麦	8,190円／60kg
大豆	9,040円／60kg

てん菜	7,180円／t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610円／t
そば	16,840円／45kg
なたね	9,920円／60kg

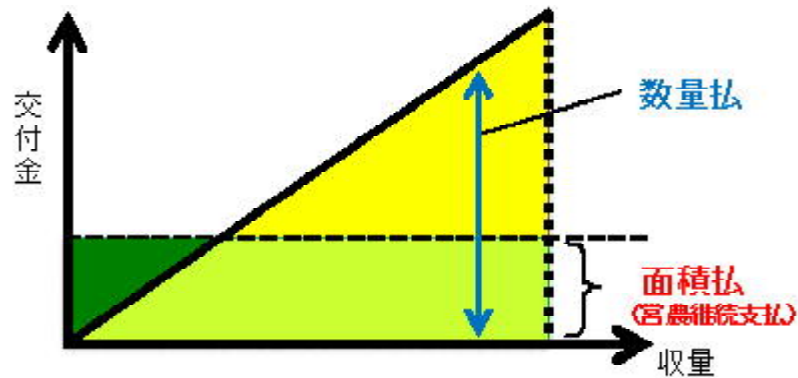
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	:	20,000円	/	10a	（そばについては、13,000円 / 10a）
------	---	---------	---	-----	-------------------------

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

（所要額）74,554（75,261）百万円

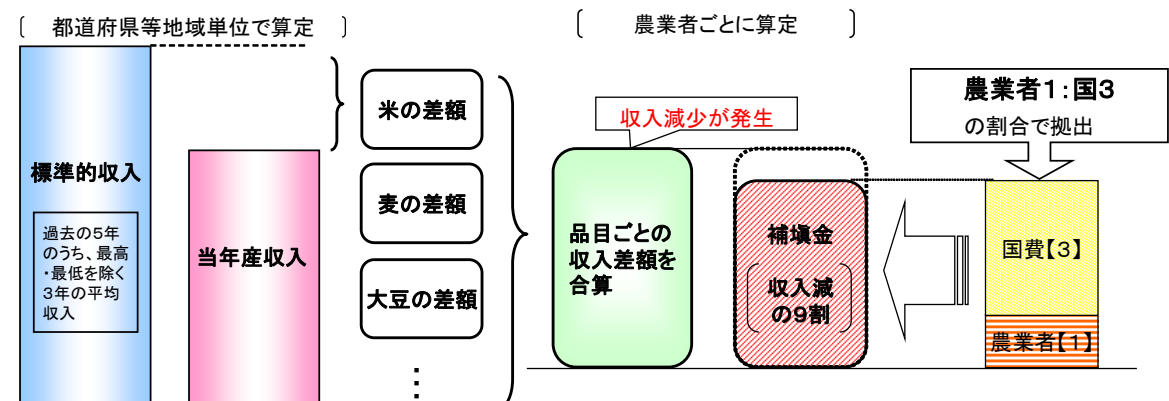
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの28年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



[平成29年度予算の概要]

3. 米の直接支払交付金 71,378(72,303)百万円
(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施。(30年産から廃止))

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

(2) 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	7,500円	/	10a
------	---	--------	---	-----

4. 経営所得安定対策等推進事業等 8,286(8,282)百万円
システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

[お問い合わせ先：総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室

(03-3502-5601)]

○ 経営所得安定対策等の概要(平成29年度予算)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【1,950(1,948)億円】
【水田・畑地共通】

◇ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【交付単価は29年産～31年産まで適用】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,890円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,460円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,690円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	8,190円/60kg
大豆【水田・畑地】	9,040円/60kg

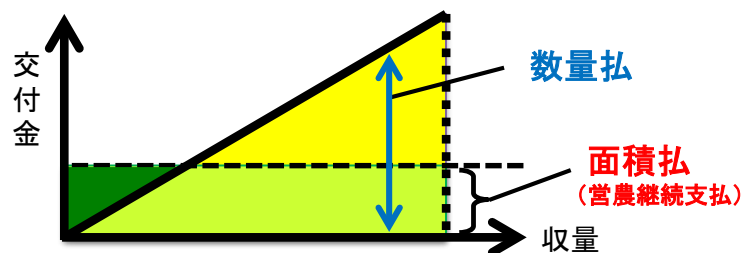
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/ t
そば【水田・畑地】	16,840円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,920円/60kg

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



水田活用の直接支払交付金

【3,150(3,078)億円】

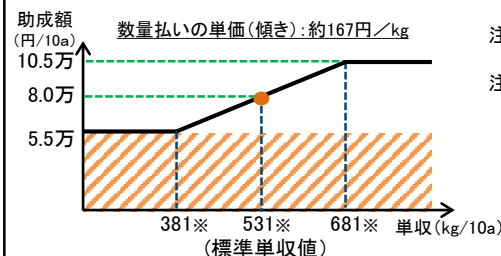
◇ 水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

<飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ>



注1: 数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2: ※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

【産地交付金】

◇ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

米の直接支払交付金

【714(723)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)

【746(753)億円】

◇ 担い手経営安定法に基づく、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

経営所得安定対策等推進事業等

【83(83)億円】

◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

12 米穀周年供給・需要拡大支援事業

【5, 033 (5, 033) 百万円】

対策のポイント

民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年秋に決定された米政策の見直しを推進するためには、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備する必要があります。
- ・このため、米流通の約3割を占める業務用等のニーズに応じた安定取引の推進に加え、気象の影響等により必要が生じた場合に、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが求められています。

政策目標

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいた、需要に応じた米の生産・販売の実現

<主な内容>

1. 業務用等の取引に関するマッチングの取組を支援します。
2. 産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。
 - (1) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組
主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約や複数年契約の場合は追加的に支援）
 - (2) 輸出用向けの販売促進等の取組
主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - (3) 業務用向け等の販売促進等の取組
主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - (4) 非主食用への販売の取組
主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：政策統括官付農産企画課 (03-6738-8964)]

米穀周年供給・需要拡大支援事業

- 業務用等の取引に関するマッチングの取組を支援。
- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、産地の取組を実施する場合に国も一定の支援。

全国事業

業務用等の取引に関するマッチングの取組を支援(定額)

民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援。

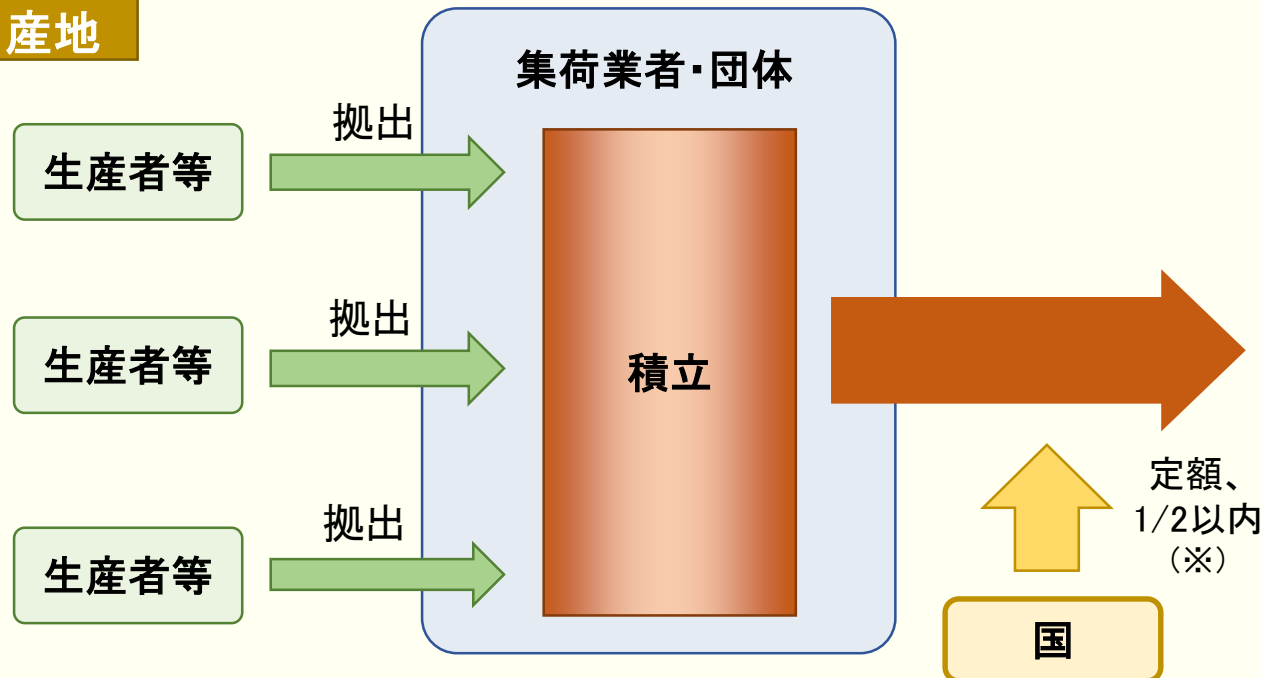
→ 生産者と実需者の連携(マッチング)促進による安定供給の拡大

〔業務用米取引セミナー〕

〔展示商談会〕



産地



産地自らの自主的な取組

主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
- ② 輸出用向けの販売促進等
- ③ 業務用向け等の販売促進等
- ④ 非主食用への販売

(※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援。

13 収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備

【476（一）百万円】

対策のポイント

収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに向けた準備を進めます。

<背景・課題>

- ・ 現行の農災制度は、価格低下等は対象外、品目が限定的等の課題があることから、農業者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を導入するとともに、農業者へのサービス向上と効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から農災制度を見直すこととしており、そのための準備を進めていく必要があります。

政策目標

農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入と情勢の変化等を踏まえた農業災害補償制度の見直し

<主な内容>

1. 収入保険制度の普及・推進

102（一）百万円

収入保険制度を円滑に導入するための推進体制を構築し、農業者に対する制度の内容の周知とともに、加入申請書の作成方法等や青色申告に関する相談を行う取組に対して支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：農業共済団体）

2. 農業者の収入データの収集

114（一）百万円

収入保険制度の保険料率の算定等を適切に行うため、収入保険の制度設計に基づき、農業者の収入データを把握します。

（委託費）
委託先：民間団体等）

3. 収入保険・農業共済電算処理システムの開発

255（一）百万円

収入保険及び農業共済の事務処理を円滑に行うための電算処理システムの開発を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：経営局保険課（03-6744-7147））

14 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【88, 235（88, 589）百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、国の責務として、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填することで、農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給する必要があります。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保

（水稻及び麦は共済金が年内に支払われる農業者数の割合、その他の品目（果樹、畑作物等）は共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。）

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50, 110（50, 110）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。

補助率：1／2	
補助率1／2以外のもの	
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体：農業共済団体等	

2. 農業共済事業事務費負担金 37, 689（38, 025）百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。

補助率：定額	
事業実施主体：農業共済団体	

お問い合わせ先：		
1の事業	経営局保険課	（03－3502－7337）
2の事業	経営局保険監理官	（03－3591－5009）

15 農業農村整備事業（公共）

【308,404（296,226）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促し、産地収益力を向上させるため、水田の排水対策や水路のパイプライン化等を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））
- 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率
（約6割（平成27年度）→10割（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 農業競争力強化対策 103,395（91,251）百万円
大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。
パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。
2. 国土強靱化対策 205,009（204,975）百万円
基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。
老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（1）	57,999（50,020）百万円
国営農地再編整備事業（1）	19,680（17,648）百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	118,613（117,918）百万円
農村地域防災減災事業（2）	50,827（50,768）百万円
国営総合農地防災事業（2）	26,152（26,211）百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	7,250（7,006）百万円

国費率、補助率：2／3、1／2等

事業実施主体：国、都道府県等

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

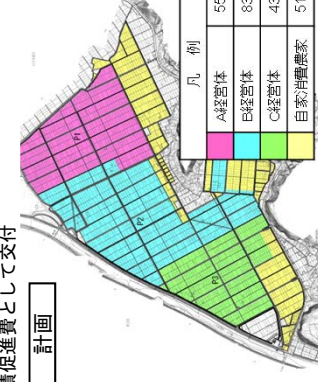
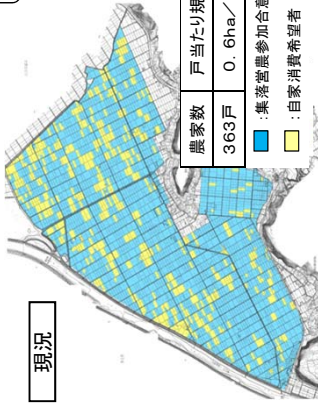
〔平成29年度予算概算決定額：308,404(296,226)百万円〕

1. 農業競争力強化対策

- 大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

- 地域全体の一体的な農地整備

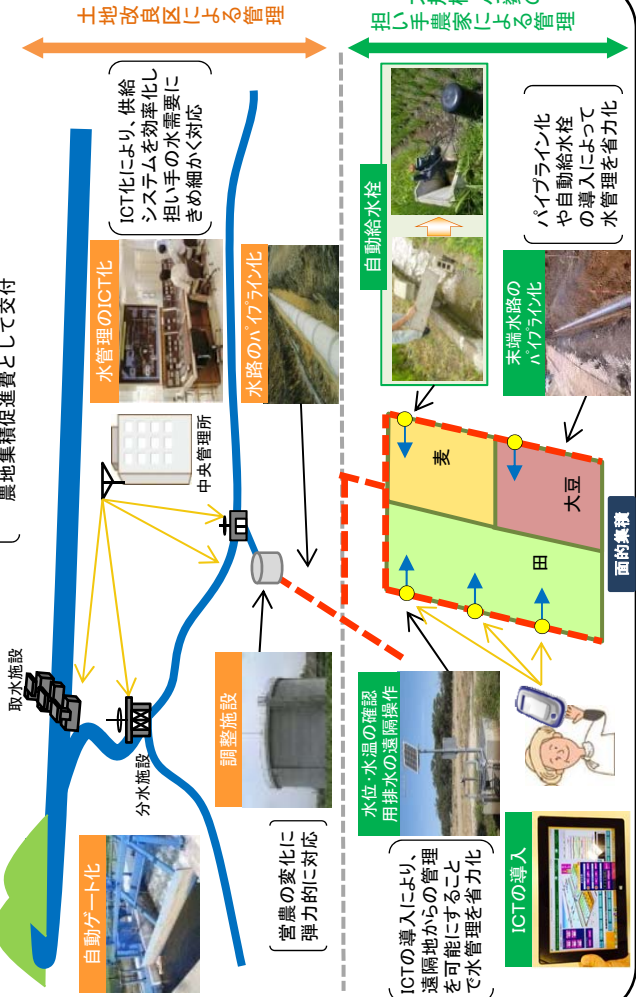
【農業競争力強化基盤整備事業】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



- パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進。

- 新たな農業水利システム（イメージ）

【水利施設整備事業（農地集積促進型）】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



2. 国土強靱化対策

- 基幹的な農業水利施設等の耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策、農村地域の洪水被害防止対策等を実施。

- 耐震診断



堰柱コア採取

- 耐震化



耐震化前の頭首工堰柱

- ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



点検調査

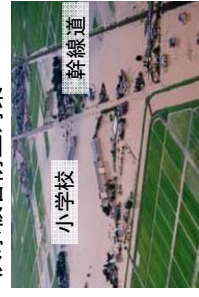


改修前の堤体



改修後の堤体

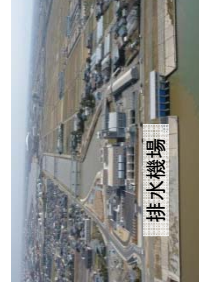
- 洪水被害防止対策



小学校



ポンプ羽根車の設置



排水機場

- 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施。

- 老朽化の進行



側壁が倒壊した水路



パイプラインの破裂



水路の機能診断



補修

- 農業水利施設の補修・更新

16 農地耕作条件改善事業

【23, 562（12, 274）百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせで一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主要内容>

1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

- （1）事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- （2）事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- （3）必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- （4）農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

（補助率：定額、1／2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援
- ・ 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等



自動給水栓



カバープランツ・小段



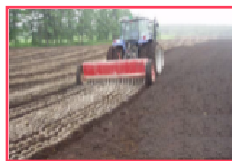
畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（※2）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での
講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入
（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（※2）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら
思い通りの
農業が
できるわ！

17 森林整備事業（公共）

【120,313（120,286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,194（23,820）百万円
林業専用道整備対策 10,733（10,731）百万円
国費率：10／10、1／2、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3,200（2,643）百万円
水源林造成事業 24,845（24,845）百万円
国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03-6744-2303（直））

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるよう森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）

森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）

森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）

国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）

「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

- 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における公的森林整備等の実施

所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林について、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

